

電気の子メーターに関するQ & A

Q：子メーターは検定等を受けなければ使用できませんか？

A：計量法の第16条（使用の制限）で、

- (1) 検定証印又は、基準適合証印が付されていないものを使用すること。
- (2) 検定証印又は、基準適合証印の有効期限を経過したものを使用すること。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

が禁じられています。したがって、子メーターは、検定あるいは自主検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

Q：メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A：計量法の第172条では「6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とありますが、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

Q：有効期間は、どのように決められていますか？

A：政令上は、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。検定あるいは自主検査に合格した月の翌月1日から起算して

- (1) 単独計器（メーターのみ）の場合
定格電流が30A、120A、200A及び250Aの計器は10年です。定格電流が20A及び60Aのものは7年ですが、電子式のものは10年です。
- (2) 変成器付計器（変成器とともに使用するメーター）の場合
定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの（定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く）及び電子式計器は7年、これ以外のものについては5年となります。

Q：有効期限が過ぎた場合には？

A：検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は届出製造事業者並びに届出修理事業者にご相談ください。